

昇降機等の政令等改正に伴う建築確認等における取扱いについて

平成 26 年 3 月

愛知県建設部建築担当局建築指導課

平成 26 年 4 月 1 日から施行される建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 217 号）及びこれに伴う告示改正において、法第 87 条の 2 による申請の取扱いについては、以下のとおりとする。

I 基本的な考え方

基準の適用日	ケース	～H26.3.31	H26.4.1～	確認申請
昇降機の工事着手日	①	□-■ ○-●		旧基準
	②	□-■	○-●	新基準
	③	□- ○-	-■ -●	新基準
ただし、右欄のようなものである場合は、建築物の工事着手日	④	□-■ ○-	-●	旧基準

凡例：□：建築物確認済証交付、■：建築物着工 _（アンダーライン）：基準の適用日

○：昇降機確認済証交付、●：昇降機着工

※建築物の着工は、昇降機等を設置する建築物であること。

- 一 旧基準で確認済証の交付を受けたものを新基準とする場合は、原則、計画変更の手続きが必要。
- 二 旧基準が適用される場合であっても、新基準による申請を妨げるものではない。
- 三 旧基準で設置されたものについては、新基準の施行日をもって「既存不適格」として扱われる。（定期報告において、初回から「既存不適格」扱いになる。）
- 四 この取扱いは、名古屋市及び豊橋市以外の市町村に適用される。

以 上